

平成 28 年度
第 1 回三重県障害者自立支援協議会
概要

平成28年度第1回三重県障害者自立支援協議会 概要

日時 平成28年10月21日（金）13:30～16:50

場所 三重県人権センター 大セミナー室

1 議題

(1) 地域生活支援拠点の整備促進方策について（P1）

障がい者が地域で安心して生活していくため、地域生活への移行、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保および地域の体制づくりを行う、地域生活支援拠点を平成29年度末までに各市町村または障害保健福祉圏域で少なくとも1つを整備することが、国の基本指針において基本とされており、県障害福祉計画の中では、平成29年度までに障害保健福祉圏域毎に整備するとしているが、現時点では整備済みの圏域はない。

整備が進まない理由としては、関係機関の間で必要性が認識されていない、地域におけるニーズの把握が進んでいない等の原因が考えられるが、障害福祉計画の最終年度である平成29年度に向けて、市町、圏域の取組を加速させる方策について意見をいただいた。

（委員から）

- ・例えば、緊急対応についても、緊急とは何だろうという話をするだけでも、圏域が広すぎて、市町毎に状況が違いすぎてまとまらない。1つの考え方に落とし込むのが非常に難しい。
- ・面的整備と言いながらどんな面的整備をしていけばいいのか分からない。市町が一つひとつ出来るところで出来ることをやって、整備したものをつないでいく形でネットワーク化していくことしかできないかと考えている。
- ・地域包括ケアシステムとどうつながるのか、地域共生社会の中で、「我が事丸ごと」が厚労省で立ち上がったが、これによって、障害福祉計画に位置付けられている地域生活支援拠点が、どういう位置付けになるのか。障がいだけが突出して進めていっていいのか。もっと総合的な事業の1つと位置付けられて福祉の社会資源の全体の中に組み込まれていくものなのか。
- ・国の取組のスピードが思っている以上に早い中で、この話を圏域の自立支援協議会とか市町の自立支援協議会の部会などで出した時にどのぐらいの人がこの内容を理解できるのか。
- ・地域生活支援拠点を議論する土壌が既に出来ているのか、時期が成熟しているのか、地域の自立支援協議会本会や部会に参加している人が議論できるだけの準備ができていないのかということを見ないと施策にはつながらない。
- ・厚労省の「我が事丸ごと」が出たことによって、どこまで市町の障がい担当部局が取り組んでいいのかということに迷いが出ているのではないかと。子どももお年寄りもみんな含めて地域で共生社会を創るといった流れになった時に障がいは、これがあるから作らなければいけないということが、今の社会情勢の中で可能なのか。他の分野と複合したものでないといけないとなると、もっと準

備期間が市町によっては必要なのではないか。地域の自立支援協議会では、そのあたりの議論を落とさないようにする必要があると思う。

(2) グループホームの整備促進対策について (P 7)

障がい者の地域における生活の場を確保するため、グループホームの整備を進めているが、地域によって整備の進捗状況に差があり、一部の地域では不足している状況も見られる。

地域での生活にあたっては、1人暮らしを希望する障がい者の方も多く、その場合はグループホームを移行先とすることは困難となる。また、重度化、高齢化への対応も検討していく必要がある。

これらを踏まえて、施設へ入所中、精神病院に入院中の障がい者の地域移行先として、グループホームの整備を促進させるための方策とグループホームのあるべき姿についてご意見をいただいた。

(委員から)

- ・大規模な施設ではなく、グループホームという小さな家族のような単位で支援をすることが大事だと1人ひとりが声をあげたことによって、このような形になっているのだと思う。すべての関わっていただいている方に感謝しなければいけないと思っている。
- ・子どもを社会に出していくときにグループホーム、所謂すむ所を探すということについて、結構大きなハードルがある。一番苦勞するのは、障害児入所施設に入所している子どもたち、それから児童養護施設に入っている子どもたちがいる。ケース会議も開きながら考えていくが、元々の保護者に生活の余裕がないと施設を出て、卒業と同時にグループホームに入りたいと思っても、体験利用のお金を捻出するところがないと関係者が少しずつ負担するような状況になる。

(3) サービス等利用計画における地域移行の視点について (P 21)

サービス等利用計画は、障害福祉サービス等の幅広い情報の提供と活用できるサービス等について懇切丁寧な説明を受け、望む生活を含む必要なニーズのアセスメントと利用計画に沿って複数のサービス等の調整を行うことで一体的・総合的にサービスを提供されることにより、真の障がい者のニーズに基づいた、本人中心の支援を受けることが可能となるものとされている。

しかし、実際のサービス等利用計画においては、施設入所中の障がい者の場合には、その多くが現状の障害福祉サービスの内容を是として入所を継続する内容となっているため、地域移行のニーズ、可能性について検討がなされていない状況にある。

そこで、地域移行を進める視点から、サービス等利用計画のあり方、活用方法についてご意見をいただいた。

(委員から)

- ・相談支援専門員1人に地域移行の可否判断を求めるのは難しいのではないか。基幹相談支援センターが一緒になって見直すとか主任ケアマネのようなサポ

ート体制を整備する必要がある。今、入所者の計画相談は、後回しになっていて、施設の事業所あるいは県外の事業所に任せているような状況にある。

- ・地域移行の可否というところにひっかかりを感じる。相談支援専門員にそれを判断させるのは危険。意思決定支援、必要な情報が提供されて、本人の意向について確認することが第一ではないか。
- ・地域移行は最終的には本人判断であり、相談支援専門員の意向ではなく、本人の主張なり、自書した思いを綴った紙を添付書類とすることなどを必須化してほしい。
- ・可否の話で言えば、白黒をはっきりつけるのは非常に怖い。相談支援専門員をサポートすることも必要。医療的なケアが必要な場合など、医学用語が出ることになるが、例えば、用語がわからないと言えるようなサポートなり環境を作る必要がある。
- ・相談支援事業所の方が高齢障がい者の方からの依頼について、本人の意向に反して、介護保険の居宅介護事業所に回したケースにであったことがあったが、本人の意向を中心に量よりも質をあげていくことを考えていただきたい。

2 報告

(1) 相模原事件に伴う対策について

平成 28 年 7 月 26 日に神奈川県内の障害者入所施設において 46 人が死傷した事件を受けて、県の対応状況について説明した。

(2) 精神病院からの地域移行促進対策について (P 3 5)

精神障がい者の地域移行への取組状況について説明した。

(3) 障害福祉計画の推進について

平成 27 年度～29 年度「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の平成 27 年度における取組結果について説明した。

3 事務局からの報告

(1) 障害者差別解消法への対応状況について

平成 28 年 4 月に施行された、障害者差別解消法への取組状況について説明した。

(2) 計画相談の進捗状況 (P 3 9)

平成 28 年 6 月末現在における計画相談の進捗状況について説明した。